

国立市内避難所候補施設における
一時避難所としての運営・利用手続きガイド



平成29年12月

国立市

はじめに

今手続きガイドでは、国立市内の避難所候補施設を「地域の自主運営による一時避難所」として使用するために必要な協議内容及び手続きを記載しています。

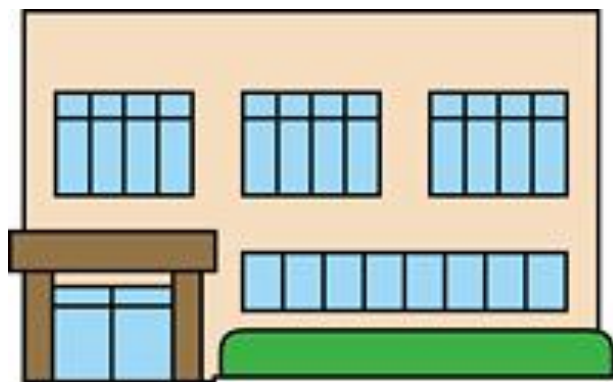
平成 24 年の東京都の被害想定によると、国立市内において立川断層帯を震源とする地震が発生した場合、市内の避難者は最大 42,407 人になると見込まれており、市内の指定避難所（市立小中学校 11 校）の収容可能数 11,492 人よりもはるかに多く人が避難者になるとされています。そのため、地域での避難者減少に係る減災対策が第一に重要となりますが、地域コミュニティ施設は、災害時に国立市総合防災計画（平成 27 年 11 月修正）上、「避難所候補施設※」としての役割が期待されています。

※避難所候補施設とは、

- ①指定避難所（市立小中学校）の補完施設として、高齢者等の要配慮者や避難所に入れない避難者が利用する施設。
 - ②高齢者やしょうがい者など、避難所への避難が困難な被災者を対象として、地域の自主運営による一時避難所として利用可能な施設。
- ※新耐震基準に適合した建物のみ

首都直下地震など、想定される災害に備え、地域の避難所候補施設の運用に関し、「自主運営による一時避難所」としての利用を検討される場合は、今ガイドに記載されている手続きを参考に、地域での話し合いを行い、地域の防災体制の強化、並びに個人の防災力（自助の促進）についてご検討いただければ幸いです。

なお、今ガイドはあくまで利用に係る手続きのフローを記載したものであり、一時避難場所としての利用を確約するものではありませんのであらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。



◎避難所候補施設の自主運営による一時避難所としての利用について

・手続きフロー

避難所候補施設である市内コミュニティ施設は、普段は近隣住民や地域団体が使用予約を行い、運営委員会の管理のもと利用されています。利用頻度や利用団体なども施設によって異なります。

そのため、普段どのような人が利用し、周りの環境はどのようなものか、災害時にどのような状況が想定されるのかをイメージし、災害時の利用について共通の認識を持つことが非常に重要です。

下記のフローに基づき地域での利用を考えましょう。

1. 市の防災担当者と災害時利用について協議する。

まず、施設の災害時利用について、市の防災担当（防災安全課）に相談を行います。防災安全課では、その施設の概要や、近隣地域との関係性（※）を考慮し、その施設が地域の一時避難所としてどのように活用できるかを話し合います。

※近隣地域の関係性とは

一つ例を挙げると、「ある地域の主要自治会が、近くの避難所候補施設を避難所として自主運営した結果、指定避難所（市立小中学校）の避難所の運営人員が不足し、多くの避難者が苦しい生活を余儀なくされた。」といったものです。

このように、地域でコミュニティ施設を活用したい要望が強い場合も、地域全体の災害対策として有効でないと思われる場合もあります。防災安全課との協議の後は2.へ進みます。



2. 施設がある地域の災害特性を考え、地域で共有する。

防災安全課との協議後は、地域内でその施設がどのような場所にあり、災害発生時どのような状況が起こりうるのかについて考え、地域でイメージを共有します。

次ページは東京都が発表している「地震に関する地域危険度」です。国立市内は、都心部に比べ、災害危険度の高い地域は少ないですが、その他の要因についても想像力を働かせ具体的な状況をイメージすることが重要です。

災害時イメージ（例）

- ・施設近隣は行き止まりの細い路地が多く、火災が発生した場合消防車が通れない。
- ・ブロック塀が倒れるかもしれない。
- ・駅が近いので電車が止まると多くの人滞留するかもしれない。
- ・商店街では看板の落下危険があるかもしれない。
- ・古い建物が多いため、オープンスペースに避難が優先される。



国立市の地震に関する地域危険度

危険度ランク:(危険度小) 1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ 5 (危険度大)

危険度順位:(危険度小) 5, 133位 ~~~ 1位 (危険度大)

町丁目名	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度		災害時活動困難度を考慮した危険度					
							建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
青柳	1	3,313	1	3,627	1	3,517	2	2,646	1	3,274	1	2,988
青柳1丁目	1	4,052	1	4,191	1	4,171	1	4,158	1	4,229	1	4,225
青柳3丁目	1	3,557	1	4,060	1	3,866	1	3,544	1	4,026	1	3,833
石田	1	3,570	1	4,435	1	4,054	1	3,272	1	4,378	1	3,875
北1丁目	1	3,150	1	3,238	1	3,245	2	2,388	2	2,770	2	2,602
北2丁目	2	2,384	2	1,915	2	2,190	2	1,778	2	1,498	2	1,582
北3丁目	1	4,141	1	3,332	1	3,786	1	3,989	1	3,169	1	3,636
中1丁目	1	2,997	1	2,860	1	2,963	2	2,254	2	2,373	2	2,318
中2丁目	1	3,663	2	2,775	1	3,270	2	2,314	2	1,927	2	2,116
中3丁目	1	3,840	1	3,392	1	3,663	1	2,876	2	2,772	1	2,848
西1丁目	1	2,870	2	1,838	2	2,375	2	1,947	2	1,329	2	1,580
西2丁目	1	3,095	2	2,265	2	2,707	2	2,510	2	1,827	2	2,166
西3丁目	2	2,205	2	1,622	2	1,920	2	1,799	2	1,343	2	1,513
東1丁目	1	3,353	2	1,708	2	2,548	2	2,295	3	1,176	2	1,691
東2丁目	1	3,134	2	2,495	1	2,842	2	2,062	2	1,832	2	1,922
東3丁目	2	2,424	2	1,797	2	2,137	2	1,772	2	1,392	2	1,526
東4丁目	1	3,208	2	2,198	2	2,720	2	2,526	2	1,731	2	2,126
富士見台1丁目	1	4,008	1	3,033	1	3,565	1	4,114	1	3,111	1	3,677
富士見台2丁目	1	4,306	1	4,036	1	4,233	1	4,457	1	4,146	1	4,333
富士見台3丁目	1	4,270	1	3,710	1	4,038	1	4,599	1	4,014	1	4,338
富士見台4丁目	1	4,340	1	3,744	1	4,094	1	4,373	1	3,732	1	4,090
谷保	1	4,215	1	4,203	1	4,270	1	3,834	1	3,970	1	3,932
泉1丁目	1	4,917	1	4,991	1	4,977	1	4,929	1	5,011	1	4,997
泉2丁目	1	4,554	1	4,439	1	4,516	1	4,321	1	4,282	1	4,334
泉3丁目	1	4,478	1	3,755	1	4,164	1	4,658	1	3,951	1	4,336
泉4丁目	1	4,886	1	4,823	1	4,865	1	4,981	1	4,926	1	4,978
矢川3丁目	1	4,566	1	4,589	1	4,592	1	4,804	1	4,762	1	4,807

出典:東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」

3. 施設の災害時利用方法について協議する

先ほどのイメージをもとに、地域の方と現在利用している施設の災害時の利用方法について確認、検討を行います。

検討内容（例）

【施設の設備、資器材】

- ・今この施設にはなにがあるのか。

【現状の利用計画】

- ・今災害が起こったらどう利用する計画なのか。

【周辺環境】

- ・近くの指定避難所（市立小中学校）、広域避難場所はどこか。
- ・災害時危険な場所か。

（洪水の浸水区域などに該当する区域、近くに急な崖があるなど）

- ・避難所までの道のりで障害となるものがあるか。
- ・いわゆる要配慮者（災害時避難が困難な方）は近隣にどの程度いるのか、災害時、地域でどのように対応するのか

これらを協議検討し、当該施設を自主運営による一時避難所として使用するイメージが固まったら、次の4.へ進みます。



4. 市の施設担当者、施設の運営委員会へ相談する

利用方法決定後は、市の施設担当課（まちの振興課）に施設を災害時の一時避難所として利用したいことを連絡し、その後、施設の運営委員会で一時避難所としての利用について相談します。

施設の運営委員会とは、それぞれの施設ごとに存在し、運営委員長を筆頭に、平常時から施設の運営、管理を行っています。運営委員会のメンバーはおおよそ施設によって違いがありますが、①地域自治会員、②地域住民で構成されている地域が多いです。

施設の運営委員会に諮る前に、

①災害時利用する責任者（団体の場合は団体名）

②施設の利用方法の提示が必要です。（※任意）

施設の運営委員会との協議後は、一時利用手引きの作成のため再び市の防災担当課（防災安全課）と協議を行います。

5. 一時避難所としての利用について

防災安全課との協議を経た後、災害時利用の手引きを作成します。

(1) 災害時利用の手引きを作成する。

災害時利用の手引きは、

①施設名、②運営主体

③どのような災害で利用するか

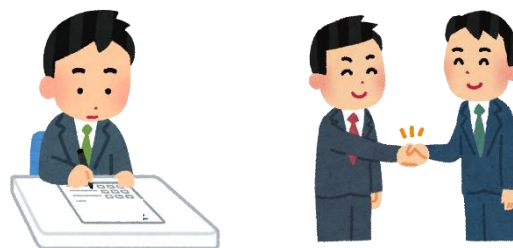
④鍵の管理、⑤開設、閉鎖手順、指定避難所との関係

⑥施設利用計画、⑦施設安全点検シート

上記の7項目を組み込むことが必要です。

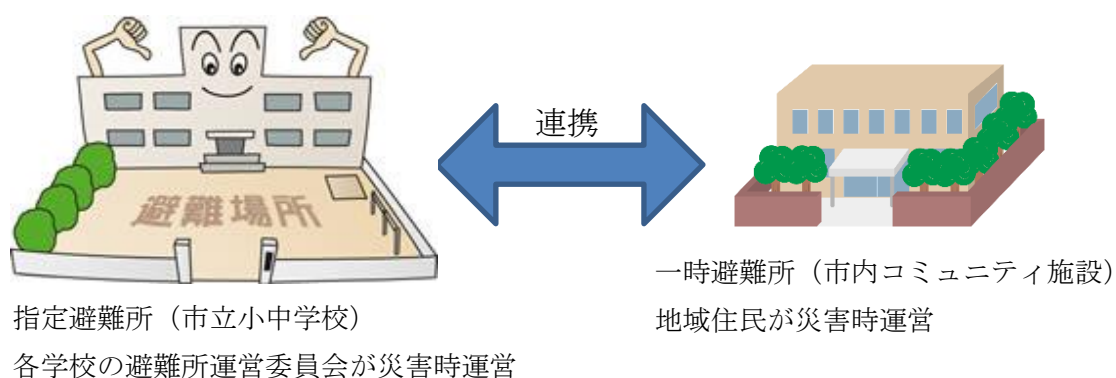
(2) 運営団体と施設の運営委員会の間で災害時利用の申請(覚書の取り交わし)を行う。

手引き完成後は、それを施設の運営委員会に提示し、承認された後は運営団体と施設の運営委員会との間で災害時利用の覚書を締結します。



6. 地域の避難所運営委員会へ施設が自主運営による一時避難所となることを報告する。

災害時、市内市立小中学校が指定避難所として開設し、その運営は地域住民を中心とした「避難所運営委員会」が行います。自主運営による一時避難所は、それらの指定避難所との連携が不可欠となることから、今後定期的に行われる避難所運営委員会で、施設の一時避難所としての利用の旨を報告し、指定避難所との平常時からの連携関係を構築しましょう。



7. 一時避難所としての整備や訓練を行う。

実際の運営においては、災害時利用の手引きを作成して終わりではありません。完成後は、備蓄物資の整備や、地域住民を巻き込んだ訓練の実施を行ってください。

災害時はさまざまな状況が想定されます。地域や関係機関との協働を日常から行い、施設を最大限有効に活用いただきますようお願いします。



（施設名）の災害時利用の手引き

（運営主体）
 （施設） 運営委員会
 国立市行政管理部 防災安全課

施設名	
運営主体	（ 運営委員会が災害時の運営を委任します。）
対象とする災害	（例）市内に震度5強以上の地震等が起こり、多数の避難者が発生する災害とします。
災害時の利用用途	（例）地域の高齢者、しょうがいしゃ、負傷者、妊産婦等既存の指定避難所への避難が困難な被災者の一時避難所とします。
鍵の保有者（例）	1）施設管理者（施設運営委員長） 2）運営主体代表者
開錠と施設の安全管理（例）	開錠は、原則として鍵の保有者が行います。 施設の利用時には、建物の安全点検・安全確保を図ることを前提とします。
運営に関する特記事項（例）	1）災害時は（運営主体）を主体とした地域の自主運営とします。 2） <u>運営に当たり利用者の名簿を作成します。</u> また、（指定避難所）避難所運営委員会と連携を図り、必要に応じて情報係、物資係、安全衛生係等の役割を分担します。 3）（指定避難所）や市への連絡は電話、〇〇〇〇〇〇、徒歩等にて行います。 4）災害時に必要な物資は、自主調達又は（指定避難所）を通じて行います。 5）避難者が施設の避難許容量を超えた場合、（指定避難所）へ避難誘導します。また必要に応じて市と協議し福祉避難所等へ避難します。 6） <u>ペットは原則として自宅で飼育し、やむを得ず同行する場合は、必ずケージに入れ、センター前庭で飼い主が責任を持って飼育することとします。</u>
一時避難所の開設及び閉鎖等（例）	1）一時避難所を開設したとき又は閉鎖したときは、その旨を市（指定避難所）へ報告します。 2）一時避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ施設運営委員会及び市と協議します。
備蓄物資の配備（例）	市は、あらかじめ施設内に備蓄スペースが確保された場合、協議のうえ飲料水、食糧、毛布等を配備します。

(施設名)・安全点検シート

点検者 _____

- 建物を利用する前に**建物の周辺、建物、室内**の安全性を確認しましょう。
- 次の被害が生じた場合は、一時避難所として建物の使用はできません。(指定避難所名)など他の避難所を利用しましょう。

状況	被害例	該当有無
	が倒壊し、(施設名)を破壊している。(又は破壊しそうだ。)	有・無
建物全体又は一部がつぶれている。		有・無
①建物が地中に沈下している。又は盛り上っている。 ②建物が傾いている。(床に置いたボールが転がる。)		有・無
①柱や壁に大きなひび割れがあり、鉄筋がむき出しになっている。 ②窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している。		有・無

注) ①外階段が破損した場合は、利用しないようにしましょう。

②窓、内装材、照明器具、天井などが破損した場合は、片づけて安全性を確保してから利用しましょう。

※市が行う応急危険度判定調査の結果、一時避難所として利用できなくなる場合があります。

国立市内避難所候補施設一覧

施設名	所在地	電話	利用可能面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
中平地域防災センター	谷保6087-1	-	80	48
東地域防災センター	東1-13-13	-	100	61
下谷保地域防災センター	谷保5066	-	110	67
富士見台地域防災センター	富士見台3-13-5	-	92	56
中地域防災センター	中2-10-7	-	85	52
くにたち北市民プラザ	北3-1-1	574-3087	333	202
くにたち南市民プラザ	泉2-3-2	574-3089	383	232
くにたち福社会館	富士見台2-38-5	575-3221	628	381
くにたち立東福祉館	北3-23-1	-	79	48
北福祉館	北2-19-1	-	99	60
東福祉館	東3-18-32	-	200	121
西福祉館	西2-17-32	-	112	68
青柳福祉センター	青柳244	-	214	130
久保公会堂	谷保6256-8	-	38	23
四軒在家公会堂	谷保6775	-	46	28
南区公会堂	谷保3120-5	-	43	26
矢川集会所	富士見台3-32-4	-	集会室67㎡	40
石神集会所	谷保7103-2	-	第一集会室20畳 第二集会室28畳	47
富士見台一丁目集会所	富士見台1-8-4	-	集会室54㎡	32
谷保東集会所	谷保135-1	-	第一集会室30㎡ 第二集会室24.5畳	42
中一丁目集会所	中1-10-34	-	集会室34㎡	20
千丑集会所	谷保7190-4	-	第一集会室17.5畳 第二集会室21畳	37
坂下集会所	谷保749-2	-	第一集会室20畳 第二集会室28畳	47
富士見台二丁目集会所	富士見台2-32-1	-	第一集会室24畳 第二集会室24畳	47
都立国立高等学校	体育館	東4-25-1	575-0126	910
都立第五商業高等学校	体育館	中3-4	572-0132	922

避難所候補施設
(26施設)

※利用可能面積: 小中学校は体育館、普通教室とした。避難所候補施設は集会室、会議室、視聴覚室、児童ホール等を収容場所とした。

※収容可能人員: 1坪(3.3㎡)に2人を基準とする。(利用可能面積÷3.3×2)

※体育館は、利用可能面積から通路等(10%)を除いた面積とする。(利用可能面積×0.9÷3.3×2)

国立市内避難所候補施設における一時避難所としての運営・利用手続きガイド

発行年月日 平成 29 年 12 月

発 行 国立市

編 集 国立市行政管理部防災安全課

〒186-8501

国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1

電話 042-576-2111 FAX 042-576-0264